

## 【[区分1] 外国人留学生用】2026年度 前期 授業料免除 申請要領

### 【免除対象者】

次の全ての条件を満たすもの

- ①外国籍であり、在留資格が「永住者」「定住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」でない者
- ②大学院の学生であり、学業成績が優秀で、学長が必要と認める者  
(一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則参照)

※留年者、修業年限超過者、残留者及び仮進学者は、原則として免除対象者としなない。

※国費外国人留学生、日本台湾交流協会奨学金留学生、**日本学術振興会特別研究員(DC)又は次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者**、非正規生は、免除対象者としなない。

### 【審査基準】

学業成績のみで判定を行います。なお、次の条件を満たす者を、学業優秀であるとみなします。

- (1) 修士(博士前期)課程、専門職学位課程、経営管理研究科国際企業戦略専攻(以下、ICS)博士後期課程在籍者  
入学後1年次1学期目：入学試験の結果で、学業優秀と認められる者  
上記以降：各課程、各学年で累積GPAが上位2分の1以上の者
- (2) 博士後期課程在籍者(ただし、ICSを除く)  
入学後1年次：入学者全員  
上記以降：前年度の研究活動において、優秀であると認められる者

※ただし、授業料免除は限られた予算の範囲内で実施しているため、基準を満たしていても不許可となることがあります。授業料納入の準備は事前に行っておいてください。

【申請期間】 2026年4月6日(月)8時30分～4月14日(火)17時15分

### 【提出書類】

申請の際に、以下の書類を添付する必要があります。

**全ての書類をそれぞれ1つのPDFファイルにまとめ、下記の「ファイル名」に変更して提出してください。**

書類名	ファイル名	提出対象者
在留カードの写し(両面)	「在留カード_学籍番号」	申請者全員
「(様式7)留年又は修業年限超過理由書」及び添付書類 →p.3参照	「留年又は修業年限超過理由書_学籍番号」	留年者・修業年限超過者
「外国人留学生(博士後期課程)業績証明書」及び添付書類 →p.4-5参照	「業績証明書_学籍番号」	ICSを除く博士後期課程に在籍する者のうち、 <u>2年次以上</u> の者

### 【申請方法】

- ①一橋大学の(IDは学籍番号)Microsoftアカウントにログインする。  
※アカウントを登録していない場合は、以下リンクからID登録を行ってください。  
<https://www.hit-u.ac.jp/ictc/services/ms365/>
- ② 以下のリンク(Microsoft Forms)から申請する。  
<https://forms.cloud.microsoft/r/GQYx4UHYcX>

### ③ 申請完了メールを確認する。

※メールは、回答時に入力したメールアドレス宛へ送信されます。メールへの返信は不要です。

- ・システムの不具合等で入力できない場合は、**申請最終日前日までに**学生支援課 奨学事業係宛にメールで連絡してください。**それ以降の連絡は受け付けません。**
- ・**一時保存はできません。入力前に「提出書類」を準備し、余裕をもって入力してください。**
- ・一定時間経過してもメールが届かない場合は、学生支援課奨学事業係宛にメールで問い合わせてください。

#### 【結果発表】

7月下旬頃、メール（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に通知予定

※本学ウェブサイトには通知の旨を掲載しますので、通知の届かない場合は、学生支援課に問い合わせてください。

#### 【問い合わせ先】

※必ず申請者本人が**メール**で問い合わせてください。

やりとりの記録を残すため、電話・窓口での問い合わせには応じません。

一橋大学 学生支援課 奨学事業係

メール：scholarship3@ad.hit-u.ac.jp

#### 【注意事項】

1. 授業料免除と授業料徴収猶予（延納・分納）は併願できません。
2. 授業料免除申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されるので、発表があるまでは授業料は納入しないでください。（一旦納入された授業料は、返還できません。）
3. 免除結果が発表になり、半額免除あるいは不許可となった者は、指定された期日までに所定の授業料（半額免除者は残る半額）を納入してください。**結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。**
4. 申請者は、調書の入力漏れ・添付書類の不備がないようにして、必ず受付期間内に提出してください。（受付期間後の申請は、一切認めません。）
5. 授業料免除に関する連絡は、全てGmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）を使用します。定期的に確認してください。連絡を見落としたことに対する救済は一切行いません。
6. 書類確認が必要なため、本人以外による問い合わせや申請は一切受け付けません。
7. 必要な証明書等が未提出の場合は、審査の対象とはなりません。
8. 授業料滞納者は、免除の対象とはなりません。したがって、滞納者は申請前に必ず納入してください。
9. 大学院の博士後期課程在学者で、博士論文を提出し、修了予定日が学期の途中となる場合には、授業料免除の対象者とはならないので、分納の申請手続きをしてください。
10. 懲戒を受けた学生は、処分の効力が発生した日の属する学期分の免除申請及び次期の免除申請（当該免除申請期間が停学処分期間中の者については、処分が解除された日の属する学期分の免除申請まで）については、審査の対象とはなりません。
11. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、許可された免除について取り消します。また、次期の免除申請については対象としないので、十分注意してください。
12. 不明な点については、受付最終日の前々日までに学生支援課へメールで相談してください。受付最終日付近は申請が集中するため対応できないことがあります。
13. 授業料免除申請時に提出していただく全ての書類に記載されている個人情報、経済支援業務の範囲内においてのみ利用し、その他の目的には利用しません。
14. 審査結果についての問い合わせは一切応じません。

## (様式7)「留年又は修業年限超過理由書」の作成について

※(様式7)「留年又は修業年限超過理由書」は、本学ウェブサイトより Excel 様式をダウンロードする必要があります。

留年者、修業年限超過者、残留者は、原則として授業料免除の対象としませんが、理由により認められる場合があります。留年等した者が授業料免除の対象とするかどうかについて、この様式7「留年又は修業年限超過理由書」を基に審議されるため、具体的に作成してください。

「留年」とは同一学年にとどまることをいい、「修業年限超過」とは出席期間が正規の修業年限を超えることをいいます。

※休学期間は在学期間に含まれません。

(例：2022年4月に入学し、2年間に在学した後、2024年4月から2026年3月までの2年間休学し、2026年4月に復学した博士後期課程の学生は、修業年限内とみなされます。)

※長期履修生の修業年限は、長期履修として認められた後の修業年限を指します。

(例：2022年4月に入学し、修業年限が4年と認められた長期履修生は、2026年3月までを修業年限内とします。)

### 1. 就学状況について 《記入例》学部生の場合

1, 2 学年 → 3 学年 → 3 学年 → 4 学年 → 4 学年 → 学年

2021~22 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度		年度	
春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬	春・夏	秋・冬
出席	出席	休学	休学	出席	留学	留学	出休	出席	出席		

### 2. 理由、3. 添付書類について

留年・修業年限超過等の理由について、項目から選択し、具体的な理由を記入してください。

記入後、「3. 添付書類」に記載されている、それぞれの理由に対する証明書類にチェックを付け、添付のうえ提出してください。

- ・「病気」の場合：診療期間や病状等を記入し、医療機関等の発行する診断書の原本を添付。
- ・「留学」の場合：留学期間や留学先等を記入し、研究科へ提出した「留学許可証」の写を添付。
- ・「その他、本人の意思や努力を超えた外的事情により真にやむを得ないと判断されるもの」の場合：期間や詳細を記入し、理由を証明する書類を添付。

#### ■ 留年・修業年限超過しても授業料免除の対象として認められる場合がある事例

##### I 病気

※ ★は [区分3] 一般学生のみ対象

- ・長期療養の場合
- ・単位修得試験の当日の病気により単位修得が出来なかった場合
- ・休学期間に満たない期間の病気のために単位修得が出来なかった場合

##### II 留学

(ただし、本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く。)

##### III その他、本人の意思や努力を超えた外的事情により真にやむを得ないと判断されるもの

- ・出産・育児中の場合
- ・本人が学資負担者の介護に携わっている場合★
- ・国や地方公共団体等の求めで、公共的な事業に参加した場合
- ・学資負担者の不在のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の職業に就いた場合★
- ・本人が障害者である場合

⇒IIによる超過は、超過した時点から通算1年間まで、IおよびIIIによる超過は、最大2年間まで

#### ■ 留年・修業年限超過して授業料免除の対象にならない事例

論文作成、新型コロナウイルス感染症による影響(後遺症を除く)、単なる単位不足、国家試験等の受験、大学院の受験、就職活動、[区分1]外国人留学生及び[区分2]独立生計者の経済的事情、その他自己都合

## 「外国人留学生（博士後期課程）業績証明書」の作成について

※「外国人留学生（博士後期課程）業績証明書」は、本学ウェブサイトよりExcel様式をダウンロードする必要があります。

### 1. 提出対象者

以下、全ての要件に合致する者は「外国人留学生（博士後期課程）業績証明書」及びその業績を証明する書類の提出が必要です。

- (1) 申請区分が [区分1] 外国人留学生である者
- (2) 博士後期課程に在籍している者  
※ただし、経営管理研究科国際企業戦略専攻は除く
- (3) 2年次以上の者

### 2. 提出書類

※「外国人留学生（博士後期課程）業績証明書」及びその業績を証明する2から9の書類（以下、「添付書類」という。）を、1つのPDFファイルにまとめて提出してください。ファイル名は、「業績証明書\_学籍番号」に変更してください。  
なお、添付書類は以下の1から9の順番通りにまとめてください。

	提出物名	提出対象者
1	「外国人留学生（博士後期課程）業績証明書」	申請者全員
2	論文要旨	「研究論文」業績を記載した者
3	査読を経てアクセプトされたことがわかるもの	「研究論文」業績に「 <u>査読あり</u> 」と記載した者 ※査読無しは不要
4	ジャーナル等での <u>掲載確定</u> がわかるもの	「研究論文」業績を記載した者のうち、申請時点で掲載が完了していない者
5	著書の表紙および目次の写し	「著書」業績を記載した者のうち、申請時点で刊行済みの者
6	著書の刊行予定および目次がわかるもの	「著書」業績を記載した者のうち、申請時点で刊行が済んでいない者
7	学会プログラムの写し	「学会発表」業績を記載した者のうち、申請時点で発表済みの者
8	発表が確定していることがわかるもの	「学会発表」業績を記載した者のうち、申請時点で発表が済んでいない者
9	学会発表の表彰がわかるもの	「学会発表」業績に「 <u>表彰あり</u> 」と記載した者

### 3. 証明書記載にあたっての留意事項

証明書を作成するにあたっては、以下の留意事項を守ってください。

- (1) 記載可能な業績は、**前年度以前（博士後期課程在籍中に限る）**の「研究論文・著書」（最大3本）、「学会発表」（最大2回）、および日本学術振興会特別研究員審査結果（直近の募集回）に限られます。自身の専攻分野に関係のないレポートや発表、課外活動についての記載は出来ません。
- (2) 「研究論文・著書」は掲載（刊行）済み、もしくは掲載（刊行）が確定しているものに限られます。掲載済みの場合は論文要旨のみで構いませんが、掲載が完了していない場合は、論文要旨に加えて掲載が確定していることがわかる資料の提出が必要です。
- (3) 「著書」を記載する場合は表紙および目次の写しが必要です。申請時点で刊行が済んでいない場合は、刊行予定がわかるもの（出版社との間で交わした契約書の写し等）および目次がわかる資料の提出が必要です。
- (4) 査読付き論文を業績として記載する場合は、査読を経てアクセプトされたことがわかる資料（学術誌出版社からのアクセプトのメール等）の提出が必要です。なお、紀要論文は一律に査読がないものとして取り扱います。（一橋法学や一橋社会科学等）
- (5) 「学会発表」は発表済み、もしくは発表が確定しているものに限られます。発表済みの場合はプログラムの写しを提出してください。申請時点で発表が済んでいない場合は学会での発表が確定している旨、わかる資料（プログラムが公開されている場合はプログラムの写しで構わない）の提出が必要です。
- (6) 「学会発表」が表彰された場合は、その内容がわかる資料の提出が必要です。
- (7) 日本学術振興会特別研究員の審査結果の証憑は原則不要です。ただし、他大学修士課程（博士前期課程／専門職学位課程）から進学した者のうち、他大学で日本学術振興会特別研究員に申請した者は、審査結果がわかるもの（研究者養成事業の電子申請システム画面の写し）を提出してください。
- (8) **業績は正確に、漏れなく記載してください。申告した業績に虚偽が含まれていた場合は、正しい業績の評価に関わらず、今回の免除対象者から除外し、かつ次回募集の授業料免除対象者からも除外します。**

## 2026年度【前期】授業料免除申請の主な変更点について

2026年2月18日 学生支援課

前年度からの主な変更点についてまとめています。

申請者は、自身の区分に該当する箇所を必ず確認した上で、申請してください。

主な変更点	日本人学生 ※1	外国人留学生 ※2	申請要領 参照元	申請要領 参照元
1 審査方法の変更について	○	○	p. 18-19	p. 1
2 日本学術振興会特別研究員(DC)又は次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者に対する授業料免除について	○	○	p. 1	p. 1
3 成績評価基準について	○	○	p. 11、19	p. 1、4-5
4 修業年限超過者の取扱いについて	○	○	p. 11	p. 3
5 日本人学生の申請方法について	○	-	p. 2	-
6 外国人留学生の申請方法について	-	○	-	p. 1-2
7 [区分2] 独立生計者の基準について	△	-	p. 3	-

※1 日本国籍を有する者、又は外国籍で在留資格が「永住者」「定住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の者

※2 外国籍であり、在留資格が上記に該当しない者

### 1. 審査方法の変更について

本学の授業料免除は、「一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則」に基づき、これまで全ての区分において、家計評価および成績評価を行い、授業料免除者を決定しておりました。

しかし、家計評価においては、課税証明書等で経済的な証拠が可能な日本人学生※1と外国人留学生※2を等しく評価することは困難なことから、今年度より、日本人学生と外国人留学生で審査方法を分け、以下の通り実施することに決定しました。

- ・ **日本人学生** ([区分2] 独立生計者、[区分3] 独立生計者) → **家計評価および成績評価**
- ・ **外国人留学生** ([区分1] 外国人留学生) → **成績評価のみ**

なお、この変更に伴い、今年度より申請要領を分けて作成しています。必ず該当する区分の申請要領を確認するようにしてください。

### 2. 日本学術振興会特別研究員(DC)又は次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者に対する授業料免除について

今年度より、日本学術振興会特別研究員(DC)または次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)事業の採用者は、「一橋大学学則」に基づき、**授業料が不徴収の対象となります**。(研究員または採用者としての期間が終了した場合は、対象外となります。)

**自動的に授業料が免除されるため、授業料免除申請は不要です。**

### 3. 成績評価基準について

1. 審査方法の変更について」を踏まえ、今年度以降の成績評価方法を以下の通り設定します。次の条件を満たす者を、学業優秀とみなし、免除の対象とします。

ただし、**授業料免除は限られた予算の範囲内で実施しているため、基準を満たしていても不許可となる場合があります**。授業料納入の準備は事前に行っておいてください。

なお、**基準及び評価方法については、ここに記載されている内容以上のことについては回答できませんので、予めご了承ください。**

	日本人学生	外国人留学生
修士(博士前期)課程、専門職学位課程、経営管理研究科国際企業戦略専攻博士後期課程在籍者	入学後1年次1学期目	入学試験の結果で、学業優秀と認められる者
博士(博士後期)課程	入学後1年次	各課程、各学年で累積GPAが上位2分の1以上の者
※経営管理研究科国際企業戦略専攻博士後期課程在籍者を除く	入学後1年次	入学者全員
	上記以降	指導教員が学業優秀と認められた者 ※1
	上記以降	前年度の研究活動において、優秀であると認められる者 ※2

※1 (様式6)「日本人学生(博士後期課程)学業優秀証明書」の提出が必要です(ただし、法学研究科の学生は提出不要です)。本紙は、**本ウェブサイトをExcel様式をダウンロードする必要がある場合があります。従来通り、指導教員を通じて提出してください。**

※2 「外国人留学生(博士後期課程)業績証明書」の提出が必要です。本紙は、**本ウェブサイトよりExcel様式をダウンロードする必要がある場合があります。なお、本紙は、従来のように指導教員を通じて提出する必要はありません。**

### 4. 修業年限超過者の取扱いについて

「一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」に基づき、留年者・修業年限超過者、残留者は原則として授業料免除の対象としませんが、特定の理由により認められる場合もあります。

**今年度以降、「留年・修業年限超過しても授業料免除の対象として認められる場合がある事例」**について、以下の通り定めます。

病氣	昨年度まで 最大2年まで	今年度以降 最大2年まで
留学	超過時点から通算1年間まで 最大2年まで	超過時点から通算1年間まで 最大2年まで
<b>大学院生の論文作成</b>	<b>超過時点から通算1年間まで</b>	<b>対象外</b>
その他、本人の意思や努力を超えた外的事情により真にやむを得ないと判断されるもの ※具体例は、申請要領「(様式7)「留年又は修業年限超過理由書」の作成について」を参照	最大2年まで	最大2年まで

なお、**留年・修業年限超過の理由を証明する書類の提出が必要**です。詳細は（様式7）「留年又は修業年限超過理由書」※及び申請要領「（様式7）「留年又は修業年限超過理由書」の作成について」を確認してください。なお、**本紙及び添付書類は、従来のように指導教員を通じて提出する必要はありません**。

※（様式7）「留年又は修業年限超過理由書」は、**本学ウェブサイトより Excel 様式をダウンロードする必要がある**ります。

## 5. 日本人学生の申請方法について

今年度より、日本人学生は以下の方法で申請を受け付けます。詳細については、申請要領《申請方法》を確認してください。

### （旧）簡易書留郵便で郵送

↓

（新）

### 手順① 申請データの入力

（1）一橋大学の（IDは学籍番号）Microsoft アカウントにログインしてください。

（2）Microsoft Forms から授業料免除申請入力を行います。

（3）入力が完了すると、入力内容が反映された Excel ファイルが、回答時に入力したメールアドレス宛に送付されます。ダウンロードしたファイルの内容を確認し、各様式が1ページになるよう設定した後、**片面印刷**してください。



**手順④（申請データの入力）のみでは申請は完了していません。  
必ず手順②（申請書類の郵送）まで行ってください。**

### 手順② 申請書類の郵送

手順①で印刷した「授業料免除願兼家計調査」に必要な証明書類等を添え、郵送用宛先票を使用し、「**簡易書留郵便**」で郵送してください。

※宅急便、バイク便等での提出及び**本学へ持参しての提出は認められません**。

## 6. 外国人留学生の申請方法について

今年度より、外国人留学生は以下の方法で申請を受け付けます。詳細については、申請要領【申請方法】を確認してください。

### （旧）簡易書留郵便で郵送

↓

### （新）Microsoft Forms で申請

## 7. [区分2] 独立生計者の基準について

今年度より、「区分2」独立生計者の条件を以下の通り変更しました。

2026年4月1日時点で、次の1～3全ての条件を満たす大学院生。（外国人留学生は除く）

（旧）

1. 所得税法上、父母等の扶養家族でない者

2. 父母等と別居している者
3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がされ、市区町村から所得証明書が発行される者

↓

（新）

1. 所得税法上、**健康保険上**、父母等の扶養家族でない者
2. 父母等と別居している者
3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がされ、市区町村から所得証明書が発行される者

なお、独立生計者として認定されない具体例についても、以下に記載していますので、事前に確認してください。不明な点があれば、学生支援課まで問い合わせてください。

別居見込みの者、親族から経済的支援（家賃の負担や物品等も含む）を受けている者、親族所有の物件に居住している者、基準日時点で父母等の住所から住民票が移されていない者（世帯分離も含む）、収入が奨学金のみの者 等

以上

## <本件問い合わせ先>

※必ず**申請者本人**が**メール**で問い合わせてください。  
やりの記録を残すため、**電話番号・窓口での問い合わせには  
応じません**。

一橋大学 学生支援課 奨学事業係  
メール：scholarship3@ad.hit-u.ac.jp